

家内労働(内職)の委託をしている事業主の方へ 「委託状況届」は4月30日までに

毎年、4月1日現在の家内労働者数等について「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。届出用紙は労働基準監督署にありますので、4月30日までに提出してください。

- ▷問合せ
 ・東京労働局労働基準部賃金課 ☎ (3512) 1614
 ・上野労働基準監督署 ☎ (3828) 6711

東京都最低賃金の改正についてのお知らせ

平成27年10月1日から、時間額907円に改正されました。
※ 都内で働く全ての労働者に適用されます

888円
↓
907円

- ▷問合せ
 東京労働局労働基準部賃金課
 ☎ (3512) 1614

事業化チャレンジ道場

新製品の開発→製品化→販売までを、
継続的かつ実践的にサポート!

- ▷内容 事業化チャレンジ道場は、インダストリアルデザインの手法を活用しながら、新製品の開発から事業化までの一連のプロセスを一体的にサポートする「事業化支援プログラム」です。
- ▷対象 都内に主たる事業所を有し、自社技術等を活用して、新製品・自社製品の開発を目指す中小企業
※ ソフトウェアやビジネスモデルのみの開発等は対象外とさせていただきます。
- ▷場所 (公財) 東京都中小企業振興公社
城南支社 東京都大田区南蒲田 1-20-20
多摩支社 東京都昭島市東町 3-6-1
- ▷費用 1社7万円(税込)
- ▷申し込み 平成28年4月頃募集予定(応募多数の場合は選考を行います。)
- ▷問合せ (公財) 東京都中小企業振興公社城南支社 経営支援係
☎ (3733) 6284
URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/seminar/dojo.html>

実践経営勉強会のお知らせ

台東区中小企業診断士会では、区内中小企業経営者及び従業員の方を対象に毎月勉強会を開催しております。4月以降の開催予定は左記のとおりです。お気軽にご参加ください。

- ▽場所 台東区施設等を予定。(お申込みいただいた方に開催場所をご連絡いたします。)
- ▽時間 午後6時30分～8時30分(各回とも)
- ▽費用 1,000円(資料代)
- ☆4月13日(水)「改めて考える!営業の基本」
講師:津山 淳一(中小企業診断士)
- ☆5月11日(水)「健康経営で会社も社員も健康に」
講師:加藤 敦子(中小企業診断士)
- ☆6月8日(水)「老舗企業に学ぶ!企業長寿のための具体的な方策」
講師:永森 功一(中小企業診断士)
- ☆7月13日(水)「中小企業が海外で商品売るコツ」
講師:藤田 泰宏(中小企業診断士)
- ▽申込先 小黒 光司
☎/FAX (03) 3828-3000
E-mail: oguro@mqb.biglobe.ne.jp

消費税及び地方消費税の申告と納税はお済みですか

平成27年分の個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告は、3月31日(木)が申告・納付の期限となっております。申告書はできるだけご自分で作成し、お早めに提出してください。なお、申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

●申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税及び地方消費税の申告書や所得税及び復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用して送信することができますので、申告書の作成には、ぜひ、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

※e-Taxの利用には、事前の手続きが必要ですが、詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください(「e-Tax」で検索)。

●便利な振替納税をご利用ください

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を3月31日(木)までに提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。
・振替日 4月25日(月)

- ▽問合せ
 東京上野税務署
 ☎ (3828) 9001(代)
 浅草税務署
 ☎ (3802) 7111(代)

勤労者サービスセンター

会員募集中!

台東区がバックアップしていますので信頼度は充分!
従業員採用時における企業のイメージアップに!

勤労者サービスセンターって?

台東区内に事業所のある中小企業の福利厚生充実をお手伝いするために、台東区の出資で設立した公益財団法人です。
(1月31日現在、1328事業所・3780名加入)

入会できる事業所は?

- ①区内の中小企業(300名以下)の事業所や商店で働く従業員と事業主(働いている方全員の入会が条件になります)
- ②区内にお住まいで区外の中小企業や商店に勤務する勤労者
- なお、次の方は入会できません。
●臨時または、季節的業務に期間を定めて雇用されている方。
●入会時に14日以上以上の休業、加療中又は、休業、安静加療を要すると診断されている方。

サービスセンター問合せ先

- 〒111-0056
台東区小島2-9-18
(公財) 台東区産業振興事業団
勤労者サービスセンター
☎ (5802) 4123

入会金・会費は?

- 入会金 1名 3000円
会費 1名 月額5000円
※会費は事業所単位で納めていただきます。

